

平成 28 年 2 月 16 日  
海の安全運動推進連絡会議

## 平成 28 年度 海の安全運動実施計画

### 1 運動方針

海難を未然に防止するためには、船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者、マリンレジャー関係者など、船舶運航に直接関わる者はもとより、マリンレジャー愛好者、更には広く国民一般に対して海難防止思想の普及と安全意識の高揚を図る必要がある。

このため、海事・漁業関係機関・団体、マリンレジャー関係団体、市民団体等が主体性をもって積極的に「海の安全運動」を展開し、関係行政機関と海事関係団体等の民間関係者が「連携・協力・合同」により官民一体となって、実効性と社会的アピール性のある幅広い安全啓発活動を積極的に実施することとする。

### 2 運動期間及び重点活動期間

年間を通じて海の安全運動を展開することとし、

(1)平成 28 年 4 月 19 日から同年 5 月 8 日までの 20 日間

(2)平成 28 年 7 月 1 日から 8 月 31 日までの 2 ヶ月間

(3)各地区において独自に定める期間

を重点活動期間と定める。

また、6 月の 1 ヶ月間を周知・広報月間とし、7 月 16 日から 7 月 31 日までの間においては、「海難ゼロへの願い」をスローガンとした全国海難防止強調運動と併せて展開するものとする。

### 3 重点事項

海難分析結果を踏まえて、効果的な海難防止思想の普及や安全意識の高揚を図るため、次の項目を重点事項と定め、効果的な安全啓発を展開する。

(1)「小型船舶の海難防止」(全地区共通重点事項)

(2)「各地区において独自に定める事項」(設定地区重点事項)

### 4 実施事項及び実施内容

海の安全運動推進連絡会議及び各地区推進連絡会議等の構成員は、本運動の促進・活性化に努め、各種船舶やマリンレジャー愛好者など、あらゆる階層に応じた効果的な活動により、海難防止思想の普及や安全意識の高揚を図ること。

また、重点事項に関しては、以下の指導事項を中心とし、対象者、対象海域及び事件事例等各地区の特性を勘案しつつ、集中的かつ具体的な安全指導・安全啓発を

推進すること。

さらに、単に海難発生件数の減少といった成果のみに固執することなく、活動によって生まれる変化や結果を念頭におき、効果的な活動に努めること。

## (1) 小型船舶の海難防止

### ◆ 共通指導事項

#### ア 発航前点検の徹底

小型船舶に多い整備不良、老朽化による機関故障を防止するため、発航前に船体、機関、残燃料、バッテリー等の十分な点検を行うことの徹底を図る。

特に、プレジャーボート等は、漂泊中における電装品等の必要以上の使用によりバッテリーの電圧低下に十分注意するよう指導するとともに、帰港後であっても船体、機関等の整備の励行を指導する。

#### イ 航海・漁業計画の連絡

海図を参考に無理のない航海計画を立て、ルート of 事前調査をして危険箇所の有無を確認する。また、家族、マリーナ等への行動予定の周知、特に、迅速な対応のためにも「帰宅予定時間の家族等への連絡」「定時連絡」の徹底につき指導する。

#### ウ 最新の気象、海象情報の入手

小型船舶が気象・海象から受ける影響は大きく、乗揚げ、転覆等の海難も発生していることから、最新の気象・海象状況を手入れし、発航中止、早期帰港等の適切な判断を行うことの徹底を指導する。

#### エ 常時適切な見張りの徹底

航行中のみならず、プレジャーボート・遊漁船等による遊漁中等、あらゆる場面での状況に応じた見張りの徹底を指導する。

#### オ 適切な避航動作の励行

避航船は早めに相手に分かりやすい動作をとり、保持船も最善の協力動作をとることの徹底を指導する。

#### カ 自己救命策の確保

海中転落した遭難者が無事生還するために、ライフジャケットの常時着用、防水携帯電話等の連絡手段の確保（118番の活用）等の「自己救命策の確保」について徹底指導する。

### ◆ プレジャーボート等の指導

#### キ 余裕をもった航海計画の策定

自船の性能、航行区域、自身の操船技術等を十分考慮した無理のない航海計画の立案に努めるよう指導する。

#### ク 十分な海域調査

出発地から目的地まで及び目的地周辺海域における、浅瀬等の危険区域、漁具等の設置状況等を出港前に十分収集・調査するよう指導する。

#### ケ 漁具標識の早期発見

航行中における定置網、のり網等に設置されている漁具標識の早期発見に努め、発見の際は、停船する等の安全な方法により周囲の状況を確認するよう指導する。

#### コ 自船の位置確認

常に自船位置の把握に努めるとともに、漁具等との正確な位置関係の把握に努めるよう指導する。

### ◆ 漁船・遊漁船の指導

#### サ 一人乗り漁船の安全確保

船体の動揺、傾斜による海中転落事故を防止するため、漁獲物の積過ぎ、荷崩れ、荒天中の操船には細心の注意を払うよう指導する。

万が一の海中転落に備え、ライフジャケットの常時着用及び自己救命具の準備、短時間で救助されるため適切な連絡手段の確保を指導する。

また、漁の準備作業は出港前に、漁の片付け作業は帰港後に実施することを習慣づけ、航行中は見張りに専念するよう指導する。

#### シ 漁業協同組合及びLGLとの連携強化

現場指導や安全意識の向上に関する講習会等による安全啓発活動に加え、ライフジャケット着用推進モデル漁協並びに漁協女性部等によるライフジャケット着用推進員（LGL：ライフガードレディース）と連携・協力により、漁業関係者自らが主体的にライフジャケット着用推進に取り組むよう働きかけ、ライフジャケット着用の有効性につき指導する。

### (2) 各地区において独自に定める活動

各地区における海難の発生状況から、対象を絞り込んで焦点をあてた海難調査・分析及び実施活動の評価・検証を実施し、海難事故を減少させる対策が必要とされる対象につき、地域の特性・特色を加味した「重点期間」「重点事項」を設定し、有効な安全啓発活動を企画・立案して適時的確な運動を積極的に展開することとする。

## 5 広報

下記媒体等を有効活用することにより、海事・漁業関係者のみならず、マリレジャー愛好者、更には広く国民一人ひとりを対象とした前広な広報活動を行い、海難防止思想の普及と安全意識の高揚について働きかけを行う。

### (1) テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディア

### (2) 地方自治体、関連団体、海の安全運動推進連絡会議構成員等が発行する情報誌及び社内報並びにホームページ等

### (3) フェリー乗り場、フェリー・旅客船内等における場内放送や球場、大型ショッピングセンター等に設置されている大型電光表示板等の情報提供媒体

### (4) 官公署、駅構内、海図販売店等その他国民の目に付きやすい場所への運動ポスターの掲示

- (5) 海上保安庁の「海の相談室」、各海上保安部の「マリンレジャー行事相談室」をはじめ、海上保安庁の沿岸域情報提供システム（MICS）及びホームページ
- (6) ボート天国、体験航海及び花火大会並びに海の駅での各種イベント等一定規模の集客が見込まれる企画への参加或いはイベント主催者のホームページ等の活用

## 6 その他

### (1) マリンレジャーに伴う海浜事故の防止

マリンレジャー愛好者ほか一般市民に対して、海水浴場内での遊泳、飲酒後の遊泳禁止、保護者による小児・幼児等若年層の監視徹底など、遊泳中の事故防止対策について指導する。

さらに、海水浴中・磯遊び中におけるシュノーケル使用にかかる事故防止のため、装具の適切な使用方法の慣熟及びライフジャケットの着用を指導する。

また、釣り愛好者に対して、磯や防波堤からの転落事故防止のため、常に周辺環境や気象・海象に注意するよう指導するとともに、ライフジャケットの着用、緊急時連絡手段の確保等の自己救命策の確保を指導する。

### (2) 海の安全に関する情報提供の周知

プレジャーボートや小型船等に対して、気象・海象の情報等、船舶交通の安全に必要な情報等を提供する沿岸域情報提供システムの活用、緊急情報等更新された情報を継続的に入手するために有効な電子メール配信サービスについて、海事関係者はもとより、国民一般においても、プレジャーボートやカヌーといった小型船に乗船する機会が増加していることから、これらに対して広く周知し利用促進を図る。

### (3) 関係団体等への支援体制の強化

プレジャーボートや水上オートバイ等に対する指導にあたっては、海上安全指導員との協力が有効であることから、所属する公益社団法人 関東小型船安全協会やNPO 法人パーソナルウォータークラフト安全協会等を通じて活動を積極的に支援するとともに、海上安全指導員の育成を含め、関係団体への支援体制を強化する。

### (4) 地区推進連絡会議の充実化

本運動のさらなる展開を図るため、現在参画に至っていない他のマリンレジャー諸団体や市民団体等に対しても地区推進連絡会議への参画又は協賛を呼びかけることにより、各推進連絡会議の活性化を図るとともに参加団体のさらなる拡大を図るものとする。